

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|------------------------|----------------------|--------------------|
| 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条 | 児童生徒の就学義務の猶予 又は免除 | 教育委員会事務局 学務教職員課 |

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 学齢児童生徒が治療又は生命若しくは健康の維持のため療養に専念する必要があるとき。
- (2) 学齢児童生徒が少年院に収容されたとき。
- (3) 学齢児童生徒が行方不明のとき。
- (4) 外国から帰国した学齢児童生徒が適切な機関における日本語教育を受ける措置が講ぜられているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により就学困難と認められるとき。

2 標準処理期間は、14日（盛岡市中心身障害児就学指導委員会に諮問する場合は、90日）とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。